

議案第 6 号

平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 210,797千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年 9月14日提出

木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		92,056	△6	92,050
	1 繰 入 金	92,056	△6	92,050
5 繰 越 金		1	1,006	1,007
	1 繰 越 金	1	1,006	1,007
7 町 債		54,200	△1,000	53,200
	1 町 債	54,200	△1,000	53,200
歳 入 合 計		210,797	0	210,797

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 公 債 費		95,897	0	95,897
	1 公 債 費	95,897	0	95,897
歳 出	合 計	210,797	0	210,797

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後			償還の方法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
下 水 道 事 業 債	54,200	証 書 借 入 又 証 券 発 行	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	53,200	証 書 借 入 又 証 券 発 行	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その他 については当 該借入先と協 定するものと する。 ただし、町財 政の都合によ り据置の期間 及び償還期限 を短縮し、も しくは繰上償 還又は低利償 に借換えるこ とができる。
計	54,200			53,200			